

【目次】（給与・定員管理等の状況）

第7 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

1	総括	8
2	職員の平均給与月額, 初任給等の状況	10
3	一般行政職の級別職員数等の状況	12
4	職員の手当の状況	13
5	特別職の報酬等の状況	20
6	職員数の状況	21
7	公営企業職員の状況	23

第7 職員の給与の状況（給与・定員管理等の状況）

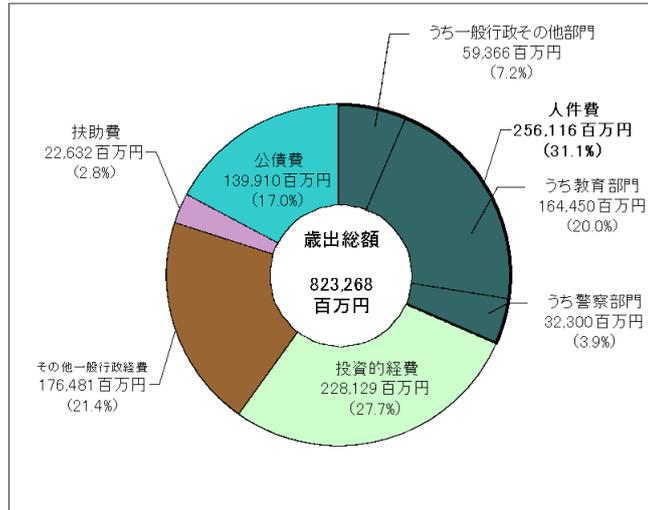
1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 17年度の 人件費率
	人口(18年度末) 人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	
18年度	1,751,510	823,268,407	4,690,252	256,116,064	31.1	31.7

- (注) 1 県の会計は、一般会計と特別会計に分かれており、普通会計とは、一般会計と一部の特別会計を加えて、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計である。
 2 この表は、歳出に占める人件費（ただし、事業費支弁分を含む。）の割合を平成18年度普通会計決算で示したものである。
 3 表中「人件費」には、特別職及び議員に支給される給料及び報酬、職員に支給される給料及び手当、地方公務員共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費、職員互助会補助金等が含まれる。

人件費の状況（普通会計決算）

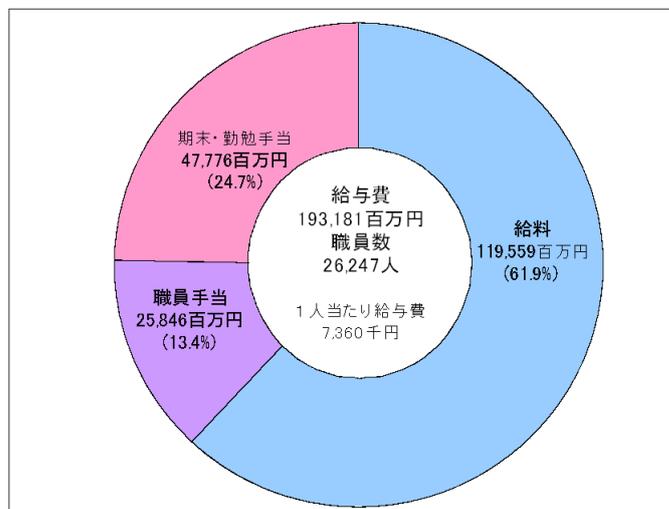


(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A 人	給与費				一人当たり給与費 B/A 千円	(参考)都道府 県一人当たり 給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	26,247	119,559,062	25,846,099	47,776,022	193,181,183	7,360	7,596

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

職員給与費の状況（普通会計決算）



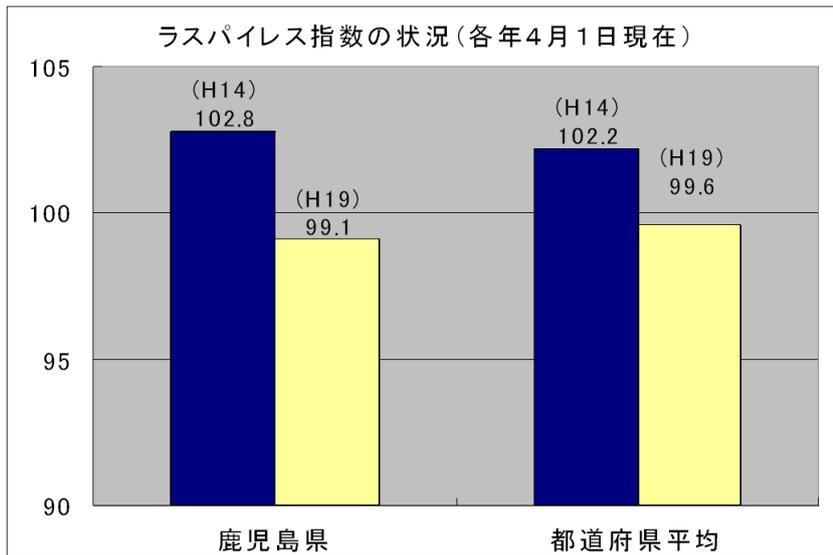
(3) 特記事項

平成19年度は、知事は22%、副知事等は12%、県議会議員は15～10%、管理職は10～8%、一般職員は2%、それぞれ報酬・給料月額が減額されて支給されています。また、管理職手当についても10～15%の減額を行っています。

なお、平成20年度は、知事は25%、副知事等は15%、県議会議員は15～10%、管理職は10～8%、一般職員は6～5%、それぞれ報酬・給料月額が減額され、管理職手当についても10～15%減額されて支給されます。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

県職員の給与水準は、一般行政職の場合、平成19年4月1日現在で国家公務員の給与水準を100とした場合、99.1となっており、47都道府県のうち、水準の高い方から33番目となっています。



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(参考) 地域手当補正後ラスパイレス指数 99.1
(H19年4月1日現在)

(注) H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
19年度	397,077円	395,648円	1,429円 (0.36%)	0.16%	0.16%	0.35%

(注1) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(注2) 給与改定率は、初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、中高年層については、改定を行わないとする人事院勧告の内容に準じて改定したものである。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
19年度	4.46月	4.40月	0.6月	4.45月	4.40月	4.50月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿児島県	43.3 歳	349,100 円	422,781 円	386,291 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
都道府県平均	43.6 歳	354,147 円	436,429 円	396,019 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鹿児島県	45.7 歳	721人	337,300 円	394,336 円	369,832 円	-	-	-	-
うち運転技師	47.3 歳	222人	345,900 円	408,788 円	383,982 円	自家用乗用 自動車運転者	52.1 歳	246,900 円	1.66
うち道路整備員	46.6 歳	147人	342,600 円	399,585 円	383,833 円	-	-	-	-
うち技術補佐員	45.4 歳	128人	341,900 円	396,630 円	373,581 円	-	-	-	-
うち用務員 (学校等)	43.3 歳	109人	318,600 円	374,761 円	346,738 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.65
うち電話交換手	44.8 歳	49人	335,500 円	370,814 円	348,043 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193人	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
都道府県平均	47.9 歳	575人	338,849 円	393,549 円	371,181 円	-	-	-	-

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鹿児島県	-	-	-
うち運転技師	6,591,356 円	3,825,400 円	1.72
うち道路整備員	- 円	- 円	-
うち技術補佐員	- 円	- 円	-
うち用務員 (学校等)	6,027,432 円	3,284,300 円	1.84
うち電話交換手	- 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	42.0 歳	375,200 円	435,882 円
都道府県 平均	44.4 歳	401,470 円	469,882 円

④ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿児島県	40.4 歳	365,700 円	435,646 円
都道府県 平均	43.8 歳	389,710 円	452,184 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鹿児島県	42.5 歳	352,000 円	469,013 円	387,088 円
国	42.0 歳	332,446 円	—	379,710 円
都道府県 平均	40.7 歳	344,824 円	493,047 円	390,204 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である（減額措置後）。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査で明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	166,796 円	170,200 円
	高校卒	135,632 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	142,198 円	—
	中学卒	125,146 円	—
高等学校 教育職	大学卒	186,690 円	—
	短大卒	161,014 円	—
小・中学校 教育職	大学卒	186,690 円	—
	短大卒	163,268 円	—
警察職	大学卒	181,594 円	185,300 円
	高校卒	153,076 円	156,200 円

- (注) 1 この表は、県に新たに採用された職員の初任給を示したものである（減額措置後）。
 2 高等学校教育職及び小・中学校教育職については、国立学校が法人化されたことにより、国における該当職員はいない（以下同じ）。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,764 円	332,546 円	378,419 円
	高校卒	217,067 円	271,576 円	342,715 円
技能労務職	高校卒	219,761 円	255,319 円	314,819 円
	中学卒	183,292 円	222,538 円	265,830 円
高等学校 教育職	大学卒	315,263 円	379,864 円	413,964 円
	短大卒	278,239 円	350,727 円	383,698 円
小・中学校 教育職	大学卒	311,365 円	383,856 円	405,936 円
	短大卒	274,988 円	356,117 円	399,031 円
警察職	大学卒	278,465 円	337,528 円	388,876 円
	高校卒	235,649 円	288,327 円	347,465 円

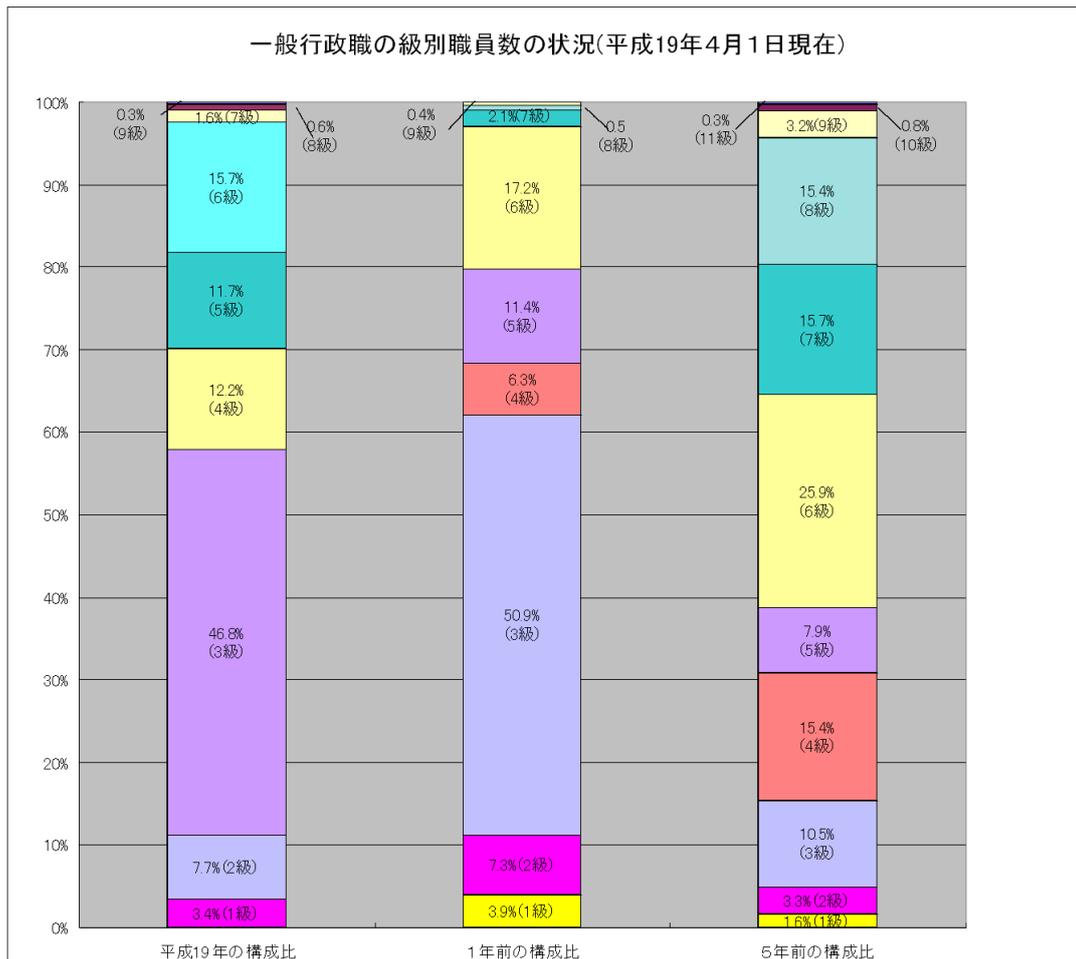
- (注) この表は、職員が採用されてから10年、15年及び20年後の平均給料月額を示したものである（減額措置後）。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	16人	0.3%
8級	部長・次長	33人	0.6%
7級	次長・課長	93人	1.6%
6級	課長・課長補佐	936人	15.7%
5級	課長補佐	693人	11.7%
4級	課長補佐・係長	726人	12.2%
3級	主任・技術主任・主任・技術主任	2,786人	46.8%
2級	主任・技術主任・主事・技師	460人	7.7%
1級	主事・技師	204人	3.4%
計		5,947人	100.0%

(注) 1 この表は、鹿児島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数を示したものである。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度の給与構造改革において給料表の見直しを行い、(旧)1級及び2級を現行の1級に、(旧)4級及び5級を現行の3級にそれぞれ統合し、(旧)11級制が9級制となった。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- ① 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施。
- ② 昇給への勤務成績の反映方法
 勤務成績が「良好」とされた職員の昇給号給数を4号給(=標準)とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、昇給の抑制等を実施。
 なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の昇給を実施。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	国
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,774千円	—
（平成18年度支給割合） 期末手当 2.95月分 (1.55)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- ① 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、全職員について勤務成績の評定を実施。
- ② 勤勉手当への勤務実績の反映方法
勤務成績が「良好」とされた職員の成績率を0.71（＝標準）とし、勤務成績が「やや良好でない」又は「良好でない」とされた職員については、成績率の抑制を実施。
なお、勤務成績が「極めて良好」又は「特に良好」とされた職員については、当分の間、「良好」とされた職員と同様の成績率を適用。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

鹿児島県	国
（支給率） 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)	同 (ただし、定年前早期退職特例措置は2%～20%加算)
平成18年度全職種 1人当たり平均支給額 1,116千円	(勤奨・定年) 28,875千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均支給額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（平成18年度決算）	55,891千円		
支給対象職員1人当たり平均支給年額 （平成18年度決算）	621,000円		
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	37人	14%	14%
大阪市	9人	12%	12%
福岡市	6人	8%	8%
長崎市	1人	3%	3%
岐阜市・太宰府市	2人	2%	2%
医師	24人	12%	12%
平均支給率		12.3%	12.3%

（注） 1 平成18年度の給与改定において、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。（支給対象者等の支給要件は概ね従来どおりである。）
地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。
2 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
福岡市	10%	10%
長崎市	3%	3%
岐阜市、太宰府市	3%	3%
医師	15%	15%

（注） 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		848,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		98,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（18年度）		33.9 %	
手当の種類（手当数）		52	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
<知事部局>			
税務手当	総務部税務課，地域振興局総務企画部等に勤務する職員	県税に関する賦課及び徴収に関する事務	月額 23,000円 ～29,000円 日額 750円
防疫等作業手当	① 保健所等に勤務する職員 ② 保健所等に勤務する臨床検査技師等	① 感染症が発生している区域等において感染症の患者等の救護作業等に従事 ② 病理細菌検査等業務	①日額 290円 ②月額 8,000円
有毒薬品等取扱手当	農業開発総合センター等に勤務する職員	人体に特に危険性を有する有毒ガスの発生を伴う作業等	日額 290円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する医師等	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業	日額 250円
ハブ取扱手当	名瀬保健所，徳之島保健所に勤務する職員	生体ハブの毒液を採取する作業	日額 400円～700円
福祉手当	地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課等に勤務する職員	福祉に関する現業及び指導監督業務	月額 12,800円
種雄牛馬等取扱手当	農業開発総合センターに勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取作業等	日額 250円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病の予防注射を接種する作業等	日額 290円
精神保健業務手当	保健所に勤務する保健師等	在宅精神障害者の訪問指導等	日額 290円
食肉検査手当	保健所，食肉衛生検査所に勤務する職員	獣畜のと殺，解体の検査等	日額 600円
職業訓練指導手当	高等技術専門校，障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練の指導業務	給料月額の10/100
火薬類等取締手当	危機管理局危機管理防災課等に勤務する職員	火薬類取締法の保安検査等	日額 250円
農業実習指導手当	農業開発総合センターに勤務する職員	農業経営の実習指導事務	給料月額の10/100
夜間看護等手当	整肢園に勤務する助産師，看護師，准看護師	正規の勤務時間による勤務として深夜（午後10時～翌日の午前5時）を含む夜間の勤務	1回 2,000円 ～3,300円
土木現場等作業手当	林務水産部，土木部等に勤務する職員	高所作業，深所作業，坑内作業等	日額 220円 ～400円
消防訓練従事手当	消防学校に勤務する職員	消防職員及び消防団員の訓練指導	日額 720円
航空機搭乗作業手当	従事する職員	航空機に搭乗し消防，防災等の作業に従事	1時間 1,900円
用地交渉手当	地域振興局農林水産部又は建設部等に勤務する職員	公共の利益となる事業の用に供する土地の取得に関し，現地において所有者や権利者等と直接交渉する業務	日額 (昼) 1,000円 (夜) 1,500円
夜間部従業手当	県立短期大学に勤務する事務職員	県立短期大学第二部の事務	月額 9,000円
し尿処理施設等検査手当	地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課等に勤務する職員	し尿処理施設等の指導，検査の業務	日額 250円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水手当	水産技術開発センターに勤務する職員	潜水器具を着用して潜水作業に従事	1時間 310円 ～1,500円
漁業取締調査手当	水産振興課、水産技術開発センターに勤務する職員	船舶に乗船し、漁業取締り等の業務に従事	日額 300円
道路補修作業手当	地域振興局建設部等に勤務する道路整備員	道路補修作業	日額 300円
災害応急作業等手当	林務水産部、土木部等に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生する恐れのある現場において行う巡回監視	日額 350円 ～1,060円
家畜直腸検査等手当	農業開発総合センター、家畜保健衛生所等に勤務する職員	家畜の直腸検査の作業	日額 250円
<教育委員会>			
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員	小・中学校の複式の学級における授業、指導に従事	日額 複式 290円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭等で、教育職給料表（二）又は（三）の1級又は2級の者	① 非常災害時等緊急業務 ② 修学旅行等引率業務 ③ 対外運動競技等への引率業務 ④ 部活動指導業務	日額 ① 1,500円 ～3,200円 (特に甚大な被害の場合は、6,400円) ② 1,700円 ③ 1,700円 ④ 1,200円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する教諭、養護教諭又は栄養教諭のうち、支給規則で定める者	連絡調整及び指導等の業務	日額 200円
夜間管理手当	農業、工業又は水産に関する学科を有する高等学校において当該教科を担当する教頭又は教諭等	家畜分べん等のための夜間勤務	1夜につき 1,600円以内
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員（通信教育課程本務者を除く）	面接指導	1時間 2,110円
乗船実習指導手当	水産に関する学科を置く高等学校の教育職員	生徒の乗船実習指導	遠洋漁業の乗船実習 日額 2,600円 その他 日額 2,100円
舎監手当	教育職員	寄宿舎管理の業務	日額 4,400円以内
漁獲手当	実習船乗船を本務とする学校職員	漁ろう実習	1航海 (売払代金一手数料)×0.17以内(支給総額)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
<警察本部>			
犯罪予防等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する①警視以下の警察官（管理職員を除く）及び②少年補導職員	① 犯罪の予防若しくは捜査，被疑者の逮捕等の作業 ② 少年の補導作業	日額 ① 560円 ② 320円
犯罪鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識作業	日額 280円 ～560円
看守・護送作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	留置施設の看守又は留置施設に留置された者の護送の作業	日額 240円
交通捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警視以下の警察官（管理職員を除く）	交通事故捜査，交通取締り	日額 310円 ～1,260円
術科指導作業手当	警務部教養課，警備部機動隊等に勤務する職員のうち，術科指導員又は術科指導助手	術科指導作業	日額 230円
警ら作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警部以下の警察官	警ら作業	日額 280円
自動車運転免許試験等作業手当	交通部免許試験課に勤務する職員	自動車運転免許試験の試験車両に同乗する試験作業	日額 190円
航空機操縦作業手当	生活安全部地域課に勤務する職員のうち， ① 操縦士の資格を有する警察官 ② ①以外の警察官	航空機の操縦・航空隊の管理作業	月額 ① 127,500円 ② 63,000円
航空機整備作業手当	生活安全部地域課に勤務する職員のうち， ① 整備士の資格を有する職員 ② ①以外の職員	航空機及び航空機保守機材の整備作業	月額 ① 28,100円 ② 17,000円
死体処理作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	検視，死体解剖の立会い等死体の処理作業	一体 1,600円 ～3,200円
夜間特殊業務作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務としての夜間（午後10時～翌日午前5時）の業務	1回 410円 ～980円
危険物取扱等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	① 火薬類取締法等による立入検査等作業 ② 爆発物の遮へい等の処理作業 ③ 特殊危険物処理作業 ④ 特殊危険物による被害の危険がある区域での作業 ⑤ ハブ捕獲等作業	① 1日 250円 ② 1件 4,600円 ③ 1日 2,600円 ～4,600円 ④ 1日 250円 ⑤ 1件 800円
緊急呼出作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員（管理職員を除く）	突発的に発生した事案処理のため呼び出されて，夜間（午後9時～翌日午前5時）を含む時間での作業に従事	1回 1,240円
航空機搭乗作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員 ① 整備士の資格を有する職員 ② ①以外の職員	航空機に搭乗して行う捜索救難等作業	1時間 ① 2,200円 ② 1,900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
潜水作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	潜水器具を着用しての潜水作業	1時間 310円 ～1,500円
災害応急作業等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	災害現場での人命救助作業	日額 840円 ～1,680円
側近警衛等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	① 天皇・皇后・皇太子・皇太子妃の側近警衛 ② その他の皇族の側近警衛・警護対象者の警護	日額 ① 1,150円 ② 640円
海外犯罪情報収集作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	海外における犯罪捜査の情報収集作業	日額 800円
銃器犯罪捜査等作業手当	警察本部又は警察署に勤務する警察官	銃器使用犯罪現場での犯人逮捕等	日額 600円 ～1,200円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	3,246,380 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	123 千円
支給実績(17年度決算)	3,535,852 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	127 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額 (137,700円～51,400円)	異	一部の職につき国の定額を下回る定額を支給	1,656,262 千円	659,000 円
管理職手当 (教育委員会)	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。 定額 (39,700円～72,800円)				
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 医師等の場合 支給限度額：月額306,900円	同			
初任給調整手当 (教育委員会)	特殊な専門知識を必要とし、採用による欠員の補充に特別の事情があるものに、採用から一定期間支給。 採用後の期間等に応じて1年ごとに定められた額 支給限度額 2,500円	同		109,223 千円	2,427,000 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,000円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円	同		4,056,316 千円	264,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。 ①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 月額3,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額 (月額1,500円)	同 異	他府県の措置状況に準じ、国の支給額2,500円(最長5年間)を上回る額を支給	2,842,475 千円	171,000 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給 ①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円(通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同 異 同	本県の交通事情を考慮して、国の支給限度額24,500円(60km以上)を上回る額を支給	2,934,359 千円	159,000 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		612,198 千円	403,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不慣れた地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)	異 異	給料等の算出方法が異なる 給料等の算出方法が異なる		
へき地手当 (教育委員会)	離島等の生活不慣れた地に所在するへき地学校等に勤務する職員に支給。 また、異動等に伴い住居移転する場合は、準ずる手当を支給。 (小・中学校) 月額：給料等×支給割合(25/100～4/100) ※準ずる手当 月額：給料等×支給割合(移転後5年目まで4/100, 移転後6年目2/100)			4,334,201 千円	851,000 円

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員(改良普及員)並びに普及員を指導する職員(専門技術員)に支給。	・改良普及員 月額：給料×12/100 ・専門技術員 月額：給料× 8/100			212,552 千円	497,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)	同		203,537 千円	159,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(135/100)	同		596,267 千円	570,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		604,816 千円	315,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	・部長級 12,000円/回 ・次長級 10,000円/回 ・課長級 8,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		6,553 千円	62,000 円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・ " 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・ " 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 () はその他の施設に宿泊する場合。			0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に応じ5,000円～20,200円を支給			2,570,252 千円	170,000 円
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円			16,687 千円	327,000 円
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円			154,536 千円	342,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料 報 酬	知 事	1,021,800円（減額前 1,310,000円）
	副 知 事	906,400円（減額前 1,030,000円）
期 末 手 当	議 長	875,500円（減額前 1,030,000円）
	副 議 長	809,600円（減額前 920,000円）
	議 員	738,000円（減額前 820,000円）
		（平成18年度支給割合）
		3.3 月分 （20%加算措置あり）
退 職 手 当	知 事	（算定方式） （1期の手当額） （支給時期）
	副 知 事	1,310,000 円×勤続月数×2/3=41,919,999円 （任期毎） （48月）
	副 知 事	1,030,000 円×勤続月数×1/2=24,720,000円 （任期毎） （48月）

（注）1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

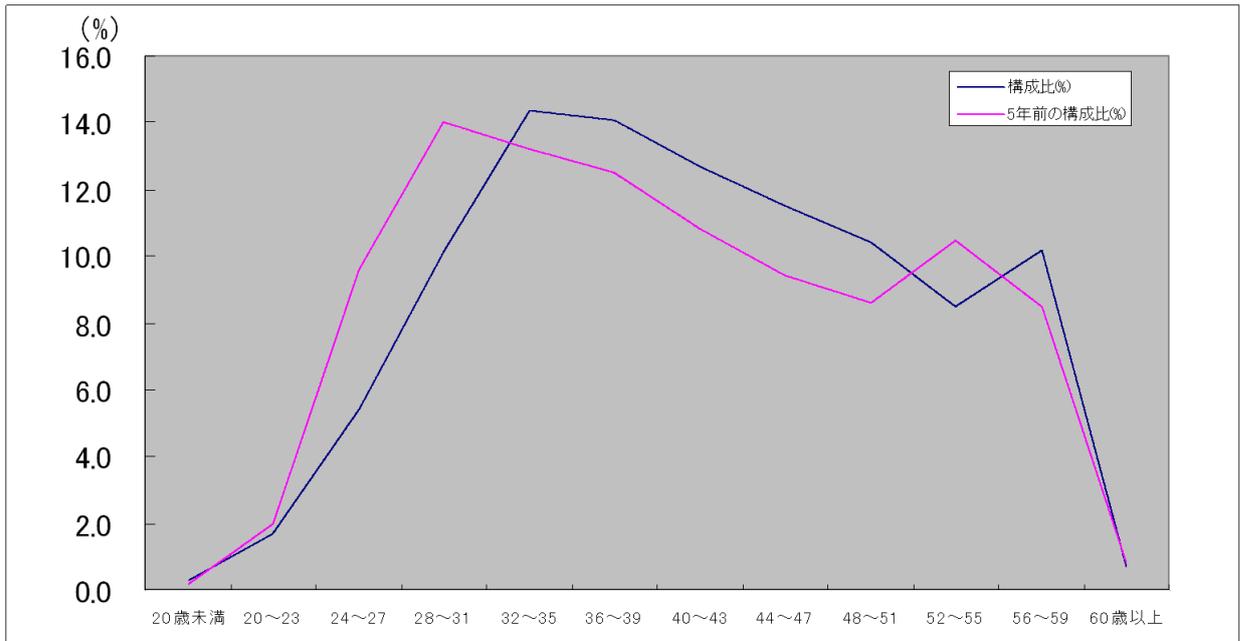
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成18年	平成19年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	37	37	0	・ 事務事業の見直し等による減 ・ 組織改革による減
		総務企画	859	926	67	
		税 務	232	187	△ 45	
		民 生	584	576	△ 8	
		衛 生	746	668	△ 78	
		労 働	105	103	△ 2	
		農林水産	2,034	1,960	△ 74	
		商 工	203	201	△ 2	
		土 木	1,320	1,270	△ 50	
	小 計	6,120	5,928	△ 192	（参考：人口10万人当たり職員数 338人）	
	教 育 部 門	16,912	16,676	△ 236	（教育）	
	警 察 部 門	3,248	3,346	△ 98	児童、生徒数の減による定数減等 （警察） 警察官の政令定数増等	
	小 計	20,160	20,022	△ 138	（参考：人口10万人当たり職員数 1,143人）	
公 営 会 計 部 門	病 院	927	938	11	看護師・助産師の欠員補充等	
	そ の 他	3	3	0		
	小 計	930	941	11		
総 合 計		27,210 (29,704)	26,891 (29,541)	△ 319 (△ 163)	（参考：人口10万人当たり職員数 1,687人）	

（注）1 （ ）内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	69人	452人	1,469人	2,716人	3,884人	3,786人	3,415人	3,082人	2,801人	2,298人	2,741人	177人	26,890人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
27,734人	26,000人	1,730人	6.2%

※ 警察部門及び公営企業部門については、平成22年4月1日現在の職員数を、平成17年4月1日時点の職員数（公営企業部門967人、警察部門3,309人）とほぼ同数と仮定して算定したものである。

(参考) 集中改革プランにおける定員の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月2日	平成22年4月1日	1,730人を縮減

② 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分 部 門		17年	18年	19年	17年～19年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	計	数値目標
一般行政	職員数	6,305	6,120	5,928	—	5,670
	増 減		▲185	▲192	▲377 (59.8%)	▲630
教 育	職員数	17,153	16,912	16,676	—	16,050 (※4)
	増 減		▲241	▲236	▲477 (43.4%)	▲1,100
警 察	職員数	3,309	3,248	3,346	—	—
	増 減		▲61	98	37	(※5)
公営企業	職員数	967	930	941	—	—
	増 減		▲57	▲11	▲67	(※6)
計	職員数	27,734	27,210			26,000
	増 減		▲524	▲341	▲884 (51.1%)	▲1,730

※1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

※2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては、計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

※4 H22.4.1現在の職員数(16,050人)は概数であることから、H17.4.1時点の職員数(17,153人)から縮減数(1,100人)を差し引いた数値とは一致しない

※5 警察部門の職員数については、その90パーセント近くを占める警察官の定数を、国が警察法施行令により定めていることから、国の動向を踏まえ、適宜見直しを行う。

※6 公営企業部門の職員967人のうち、工業用水道事業の3人を除く964人が病院事業の職員であり、今後、「県立病院事業改革基本方針」に基づき病院事業改革に取り組む中で、職員数の縮減についても検討する。